

# 訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ②

令和7年度厚生労働省補正予算における「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」をご活用ください！

## 2. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

このほか、下記の支援も実現しており、通知等が発出されています

1. 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
3. 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

- ・補助上限額：1事業所あたり20万円
- ・対象経費：以下の(1)及び(2)

### (1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業

例)

ア.燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費  
イ.ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

### (2) 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業

例)

ア.飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費  
イ.ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費  
ウ.衛生用品、医療用品等の購入等経費  
エ.簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費  
オ.その他災害への備えとして必要と認められる経費

※補助上限額を越えない範囲で、(1)(2)の両方を申請することができます。

※実際の助成にあたっては都道府県が個々の事情を勘案し、本補助金の目的に即して幅広く対象経費を判断します。

**助成を受けるためには、都道府県への申請が必要です。**訪問看護ステーションの皆さまにおかれましては、厚生労働省の実施要綱や都道府県の交付要綱等をご確認の上、ご準備ください。

厚生労働省の  
実施要綱  
(R8/1/14発出)は  
こちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/001632315.pdf>